

社会福祉法人グリーンアルム福祉会
次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日まで
2. 内容

目標1：育児休業制度に関し、男性職員への周知を徹底し、期間中に1名以上に取得させる。
女性職員は100%育児休業取得を継続する。

《対策》

- 令和7年4月～
- 現行規程「育児・介護休業規程」に基づき、施設長・管理者等管理職員を対象として、制度や支援の方法について研修を行う。
 - 配偶者が出産した男性職員を対象に、総務部（人事係）より育児規程を案内し、利用意思を確認する。

目標2：子の看護休暇および介護休暇の取得に向け、職員へ周知徹底し利用を図る。

《対策》

- 令和7年4月～
- 現行規程「育児・介護休業規程」の第8章「子の看護等休暇」及び第9章「介護休暇」の支援内容を社内広報誌、研修等を通じて周知徹底する。特に取得可能期間の延長について
 - 現行規程では、看護・介護休暇は「無給扱い」となっていることから「有給扱い」とするべく計画期間内に検討し、利用促進を図る
 - 育児短時間勤務の対象を、子の小学校就学時までとすることの繰上げ実施。

目標3：地域の子供の施設見学及び若者のインターシップの受入れを行う。

《対策》

- 令和7年4月～
- 総務部ボランティア担当を窓口として、広く職場見学や職業体験の場を提供する。また、専門的な知識の習得を目指す若者に対して、現場学習、実習、インターシップの場を提供する。